

## 第16回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月10日(水) 午後2時00分から午後3時30分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	奥村 喜美子
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	10	中島 準一
委員	2	林田 清光	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	4	保井 章	委員	13	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	14	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	15	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	16	寺田 勝典
委員	8	松下 富男	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席1番 緩利 哲治 委員

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席13番 福井 幸生 委員  
議席16番 寺田 勝典 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

○議案第75号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第76号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第77号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第78号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議案第79号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀地域農業振興地域整備計画の変更について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

### 6) 報告事項

○広報編集委員会報告事項

○農業委員会活動方針作成委員会報告事項

○農地利用最適化推進委員会報告事項

○事務局報告事項

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 大谷 茂

局次長 村田 浩司

局長補佐 福田 悟司

係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 第16回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・「農地利用状況調査」のお礼と「農地利用意向調査」のお願い  
・「農山漁村に関する世論調査」の概要結果

事務局長 北田会長、ありがとうございました。

事務局長 それでは、これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 それでは議事の進行をさせていただきます。

総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席1番緩利哲治委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席13番福井幸生委員と、議席16番寺田勝典委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは議事に入ります。

最初に、議案第75号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

3条調書、整理番号14番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第75号、整理番号14番について説明します。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は、市外に住まれ農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。今回の譲受人の農地面積は39アールですが、土山町鮎河地区における下限面積は30アールであることから、下限面積要件は満たします。譲受人は申請地で水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号14番については、議席7番小倉委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番小倉です。

昨年になりますが、譲渡人から相談を受けました。現在は、市外にお住まいです。譲受人には先に家屋を譲渡されています。譲受人が昨年、現住所にお住まいになった時から、農地の関係等について相談を受け、今般申請地の売買の契約となりました。今後の農業の体系については、組合また改良組合長と相談しながら、自分で耕作をするか、一部作業を組合の方に委任するかは、来年の春に向けての話となります。何ら問題等ございませんので、どうぞ審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号14番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号14番については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号15番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号15番について説明します。議案書は2ページ、参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域外の白地農地です。

譲渡人は、高齢のため農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 整理番号15番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号3番田畑です。  
譲渡人は、申請地を知人に耕作を依頼されておられますが、その方も高齢となり、今後の作業が困難となり、譲受人に相談されたところ、譲受人も水稻栽培の拡大を考えておられ、売買が成立いたしました。また、譲受人も農業従事者を1名増やし、作業の充実及び効率化を図られておられますとともに、自宅から近い位置にあり、管理面でも最適です。地元の農業改良組合の同意も得られております。綾戸農地利用最適化推進委員と、10月5日現地確認し、許可相当との判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 当案件の譲渡人は、以前より耕作は知人に依頼され、現在に至っています。高齢となり、誰かに引き継いでもらおうと考えていたところ、今回、譲受人はどの売買が成立しました。今までどおり、田の耕作を継続するとのことで、何ら問題なく、許可相当と考えます。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等も無いようですので、整理番号15番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号15番については、許可とすることに決定いたします。  
議案第75号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第76号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
4条調書、整理番号11番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第76号、整理番号11番について説明します。議案書は4ページ、参考図は5ページ、6ページ、土地利用計画図は7ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を駐車場にするため、申請されました。造成は安定勾配で施工され、また、既存の畦畔及び排水施設を利用して雨水を処理されることから、転用による周辺農地への土砂の流出等の被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 整理番号11番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

9月18日、申請現地を確認いたしました。申請地は、市道、住宅敷地に囲まれ、水利もとても悪く、また地形も三角地の形になっており、現況は不耕作地となっております。転用理由として、申請者から息子家族と同居するにあたり、夫婦は教室を開くこととなり、家族だけでなく、生徒の駐車場が必要となり、隣接に所有する土地を転用することとなったと説明を受けました。このため、申請地の転用に起因して、周辺への悪影響を及ぼすことはないとの現地を確認し、転用目的も妥当なため、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号10番奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請地に隣接する農地もなく、農地利用最適化の推進に何ら支障もなく、地元改良組合等の同意もあり、許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。なお、現地確認は9月20日、申請人家族の立会いのもと行いました。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号11番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号11番については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号12番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号12番について説明します。議案書は4ページ、参考図は8ページ、9ページ、土地利用計画図は10ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第1種住居地域内の第3種農地です。  
譲受人は申請地を資材置場にするため、申請されました。申請によると、申請地と、宅地部分を合わせて、土を置く計画となっています。新たな造成工事はなく、雨水排水は、敷地内に設ける水路で集水し道路側溝に放流するほか、西側の既存側溝へ放流されます。東側の農地への土の流出は、ブロック積みにて防止する計画です。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 整理番号12番については、議席16番寺田委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号16番寺田です。  
申請地は、数十年来不耕作で、宅地部分にも古い空き家状態の家が建っておりました。今年の夏ごろに空き家は解体され更地となり、また農地についても大きな木が生い茂っておりましたが、それも伐採されて、今回資材置き場として申請されました。  
東側に農地があり、所有者と協議された結果、承諾され、また地元同意も得られていることから、申請に関して許可相当と判断いたします。現地確認は10月7日、山本推進委員と行っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号42番山本推進委員、補足説明をお願いします。
- 担当推委 区域番号42番山本です。  
隣接の許可等、地元同意を得られていることから、何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、整理番号12番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号12番については、許可とすることに決定いたします。  
議案第76号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第77号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
5条調書、整理番号38番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第77号、整理番号38番について説明します。議案書は6ページ、参考図は11ページ、12ページ、土地利用計画図は13ページです。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

譲受人は空き家を購入し、申請地を庭として使用するため、申請されました。新たな造成工事はなく、また、隣地に農地はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。なお、土地利用計画図で、申請地の東隅に建物がありますが、農地法施行前に建てられた蔵であり、問題ありません。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 整理番号38番については、議席5番林委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番林です。

庭として利用するところは管理されておられましたので、別に問題ないと思います。ただこの地域に関しては、人口も少なく、空き家もかなり増えておりますので、人が増えることはいいことだと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号15番本間推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号15番本間です。

10月25日、林農業委員と現地を確認しました。特に問題はありません。過



疎化が進んでいる地域であり、空き家も増えてきています。このような形で空き家利用も含めて、荒れていた畑が生まれ変わることでよいことだと考えます。皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、整理番号38番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号38番については、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号39番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号39番について説明します。議案書は7ページ、参考図は14ページ、15ページ、土地利用計画図は16ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第1種住居地域内の第3種農地です。

申請地の北側、里道を超えたところに、譲受人が所有する農地があり、耕作放棄地となっていることから、適正な農地の管理のためにも進入路が必要とのことで、譲受人は申請地を購入し、進入道路として整備するため、申請されました。申請地の東西は、擁壁にて施工されることで隣接農地や水路への土砂の流出はないものと考えられます。また、申請地東側の水路から、西側の田への取水のための管を設置されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　整理番号39番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号3番田畑です。

譲受人2名は、自宅裏に畑を所有し、譲渡人所有のあぜ道を通してもらい耕作されておりました。通年、通していただくことにためらいもあり、また使い勝手

も悪く、現在不耕作地になっております。譲受人2名は、景観上、今後適正な農地管理が必要と思っておられます。地域環境整備事業で、当時の町道南土山線が改良され大変便利になり、譲渡人に車両の通れる程度の土地を懇願されたところ、農地の一部譲渡に同意されました。従いまして、進入路を整備されますと、譲受人の農地の維持管理がしやすくなります。よって、吉村農地利用最適化推進委員とともに、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、区域番号16番吉村推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号16番吉村です。

本当に細いあぜ道だけで、農地の管理を行われておられましたが、非常に機械も入れず苦勞されておりました。進入路ができれば、より農地の管理がスムーズに行えると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号39番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。よって、整理番号39番については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号40番について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号40番について説明します。議案書は7ページ、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内で、事業の用に供する施設が連たんしている区域内にある第3種農地です。譲受人は申請地を購入し、工場建設をするため、申請されました。申請によると、申請地9千296平方メートルと、既存建築物の敷地を合わせて、開発区域は1万2千234.56平方メートルとなっています。敷地の北側、国道側に、建築面積1,772平方メートルの工場を1棟建築されます。また、敷地南側は調整池を設置されます。その他、駐車場、緑地を配置されます。造成としては、北側の国

道に高さを合わせる計画となっています。調整池の南側の境界付近は、安定勾配による仕上げとされ、その他は擁壁を設置することで、土砂の流出を防止されます。雨水排水は、敷地内に調整池を設置し、開発による周辺への被害が及ばない計画とされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金、及び借入れとされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 整理番号40番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

10月4日、中村推進委員と現地確認を行いました。市場の所有者5名の土地で、ほとんどが不耕作地ですが、その中で一部畑として利用されておられた方もいます。今般、ここをまとめて売却することで話がついたと聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号20番中村推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗読させます。

事務局 国道1号に面している地先で、長年の耕作放棄地であり、地元企業の新規工場設置で、新たな雇用創出にも繋がる事から問題ないと考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号40番について採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号40番については、許可相当とすることに決定いたします。

なお、この案件は面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

また、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 続きまして、整理番号41番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号41番について説明します。議案書は8ページ、参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は申請地を購入し、駐車場にされます。申請地付近で行われる県道拡幅工事により、敷地の一部が削られることから、事業の拡張を視野に、安全な駐車場を計画されたものです。東側隣接敷地と県道に擦りつく高さまで盛土をされますが、西側の境界には擁壁を設置されることから、土砂の流出はないものと考えられます。雨水排水は、自然浸透及び県道側溝へ放流する計画です。また、西側の農地との間に、県において水路を設置されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、申請地はすでに土砂が搬入されていますが、県道拡幅事業に関し、県が使用されるための準備であり、この行為は許可不要のものです。以上です。

議長 整理番号41番については、議席11番田村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番田村です。

この水田は、今年から県道岩室北土山線の延長工事で和田口橋の付替工事に伴う仮設道路の工事に入っており、令和6年まで仮設道路として利用される予定です。着工の予定は令和7年の4月で、本線工事終了後です。本線が開通すると、譲渡人の水田の面積が狭くなります。譲受人の母屋と自営業の事務所に隣接していることと、駐車場を希望されていたことなどから、当方の同意が得られたことで申請に至っています。排水処理も適切に計画されており、地域の承認も得られています。10月12日に北林推進委員と現地確認を行いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、区域番号30番北林推進委員が欠席ですので、事務局から意見書を朗読させます。

事務局 申請地は宅地に隣接した農地で、土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、整理番号41番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号41番については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号42番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号42番について説明します。議案書は8ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

　譲受人は、申請地を太陽光発電施設設置の適地であるとして申請されました。第2種農地での太陽光発電施設ですが、他の候補地と比較して用地選定を行われており、他に適当な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画によると、申請地の賃貸借権を設定し、太陽光パネル168枚、パワコン4台を設置、発電設備としての発電出力は44キロワットとなっています。雨水排水は道路側溝等への放流により処理され、農地への影響はありません。また、新たな造成工事はないことから、土砂流出はなく、周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。経済産業省の認定は受けておられます。事業に要する資金は自己資金とされます。

　以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 　整理番号42番については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号13番福井です。

　1年前に和田推進委員と農地パトロールをした時、当該地について有効活用されれば良いと思っていました。しかし、6月に和田推進委員が農地パトロールを行った時に突然、設備が設置されていたことを受け調査した結果、転用がされていないことが判明しました。そこで、7月22日に関係者から現地で説明を受け

ました。市原改良組合長、工事業者、司法書士事務所、和田推進委員と私の立会いで説明を受けました。その時、無断転用の経緯の説明を受けましたが、一度元に戻していただき、申請のやり直しを行い、許可後、太陽光発電設備設置をするべきとの農業委員会の見解を話しました。その後、関係者の工事業者、他の関係者と何回も協議し、撤去することで了解いただき、措置をしていただきました。今般、申請が整いましたので許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、区域番号34番和田推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号34番和田です。  
農地利用の最適化の推進に支障なく、ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席4番保井です。  
無断転用との話の中で、今般、再度正式に申請されたということですが、当初の無断転用はどういう理由で、なぜ無断転用に至ったのか。譲受人である業者は、太陽光発電施設設置に長けた業者だと思ひのですが、無断転用となる理由が何であったのか伺ひたい。

議 長 福井委員。

担当農委 その件についても、協議をした結果、業者いわく、農地整備の時に換地扱ひの話があり、代替地をどうするか、そもそも前から田ではなく農機具小屋が建っていましたことから、要は農地でないと判断を地権者が持っておられ、それを業者が鵜呑みにし、調べず進めてしまったということです。

しかし、それについては、業者はプロフェッショナルの立場ですので、当然現地を調べてから施工するべきだったのではないかと話をしました。やはり無断転用が注目されている世の中であり、そのような理由では通らないことを伝え、一度撤去して、再度申請書を提出くださいということでご了解いただき、今回、その処置をしたうえでの申請ということで、許可相当と判断しました。

議 長 保井委員、よろしいか。

保井委員 了解しました。

議 長 松下委員。

松下委員 議席8番松下です。  
この案件については、顛末案件としての扱いではないのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 無断転用が発覚した時に、協議中ではありましたが、一旦は申請書が出され、その際は顛末書がつけられていました。しかし、このままでは受けられないと協議の結果を伝え、撤去することになり、一旦申請は取り下げとなりました。今般、撤去を行ったうえで、正規申請の手続きとなりました。更地に太陽光発電所設備を設置する申請であり、顛末案件ではありません。

議 長 先月申請があり、役員会で協議した結果、農地であるのに、既に設備を設置してある状況は認めることはできないと判断しました。

そこで業者に対し、この状態では許可はできないので、全撤去をし、更地に戻してから、新たに申請をしていただきたいと伝えました。従って、一旦申請書を提出された事実はなかったとし、更地にした状態としたうえで、正規の申請手続きをされましたので、無断転用にあたりません。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席3番田畑です。

農業委員会として毅然とした態度で対応され、そして、担当の農業委員様、推進委員様には努力をされ、苦勞されたことは個人的に本当に敬意を表したいと思います。

議 長 他にご意見、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、整理番号42番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号42番については、許可とすることに決定いたします。  
議案第77号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第78号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第78号について説明します。議案書は9ページからです。  
今月の決定は8件で、借り手、貸し手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。  
10ページの利用権等設定総括表をご覧ください。貸借権の設定の面積は29,450平方メートルです。また、借り手の農地台帳による農業経営状況は、13ページのとおりです。  
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、議案第78号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、議案第78号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。  
議案第78号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第79号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
- 事務局 議案第79号について説明いたします。議案書は14ページから、対象地は参考図の26ページから37ページとなります。  
農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を



及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的は農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の案件は6件で、土地の所在・面積・変更理由等は、議案書のとおりです。内容は、1件が駐車場を目的とした変更で、5件が要件を満たさないための除外となっています。以上です。

議長 　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議長 　　田畑委員。

田畑委員 　　議席3番田畑です。  
内容について、詳しく教えていただきたい。

議長 　　事務局。

事務局 　　まず対象地3ですが、この南側にある事業者が対象地3の西側と北側で駐車場となっています。そこが手狭となり、他の土地を探されましたが、交渉がまとまらなかったことから、対象地を青地から外して、駐車場にしたいことで申請され、やむを得ないとのことで、市長部局で判断されたものです。

対象地4以降についても、申請がそれぞれあり追って内容を説明します。その前に、先ほど要件として満たさないと申しました。その要件とは、まず集団的に存在する農用地の面積の規模が10ヘクタールを下回った場合や、土地改良事業の計画変更による区域でなくなった場合、現在農業用施設がない土地等、青地から外しても影響がない、また今新たに指定するにあたっては要件に当てはまらないものが残りの5件です。

対象地4は、工場建設予定で申請があり、基礎調査をした結果、要件を満たさない判断となったものです。

対象地5は、採草放牧地との予定であったが、結局使わないままであったので、所有者から青地から外したいとの申請があり、基礎調査をした結果、要件を満たさない判断となったものです。

対象地6は、茶畑として農用地の申請がされていますが、今は栽培されておらず、参考図33ページには進入路があり、奥に住宅建築をしたい旨の申請をされ、基礎調査の結果、要件を満たさない判断となったものです。

対象地7は、耕作をされず、端から順に青地除外で植林をされ、当該地も耕作せず植林をするので除外申請となったものです。

対象地8は、既に建築物があります。合併後の見直しの際に既に存在していたので、今まで青地であることがおかしいのではないかということで申請に基づいて、

基礎調査した結果、要件を満たさず除外判断となったものです。以上です。

議 長 田畑委員、よろしいか。

田畑委員 はい。

議 長 他にご意見、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第79号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第79号については、市へは「やむを得ない」旨の通知をいたします。  
議案第79号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。  
**報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」**、事務局の報告を求め  
ます。

事 務 局 報告します。調書は17ページから20ページ、参考図は38ページから47  
ページです。  
今月は、農地法第4条の届出が1件、農地法第5条の届出が8件、農地法施行  
規則第29条の届出が1件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました  
ら、お伺いします。

議 長 質問等がありませんので、続きまして、**報告案件2「田畑転換等農地の形状変  
更同意報告について」**、事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。今月の田畑形状変更の届出は1件で、議案書は21ページ、参考  
図は48ページです。  
盛土を行い、農作業効率を向上し、蕎麦を栽培する計画です。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 　　保井委員。

保井委員 　　議席４番保井です。  
　　工事施工者が甲賀市長となっていますが、盛土をされる工事をされるのですか。

議 長 　　事務局。

事 務 局 　　工事の際に排出される残土を置く場所を探していたところ、残土の処理者と協議した結果、形状変更について同意されたものの届出となっています。

保井委員 　　残土というと、建築残土ですか。

事 務 局 　　具体的な工事名まではわかりませんが、建設工事での残土です。

保井委員 　　わかりました。

議 長 　　他にご意見、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 　　【質問等なしの声】

議 長 　　ご質問等も無いようですので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 　　続きまして、報告事項に入ります。  
　　最初に、**報告事項１「広報編集委員会報告事項」**について、お願いします。

福井委員長 　　・第１回広報編集委員会

議 長 　　続きまして、**報告事項２「活動方針作成委員会報告事項」**について、お願いします。

寺田委員長 　　・第４回活動方針作成委員会

議 長 続きますして、報告事項3「農地利用最適化推進委員会報告事項」については、事務局からお願いします。

事務局 ・地域ブロック会議開催

議 長 続きますして、報告事項4「事務局報告事項」について、お願いします。

事務局 ・農地法第18条第6項目報告  
・経過と予定  
・委員パトロール（9月）の実施報告  
・農地利用状況調査

議 長 報告事項は以上です。  
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 北田会長、会議を進行いただき、ありがとうございました。  
それでは、閉会にあたり西田副会長がご挨拶を申しあげます。

副会長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。